海老名市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　8年 10月 29日

海老名市長　内野　 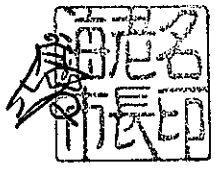

海老名市規則第38号

海老名市契約規則の一部を改正する規則

海老名市契約規則（平成１５年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第４２条第１項第２号中「過去２年間」を「契約締結の日の属する年度の前々年度の４月１日から当該契約締結の日の７日前まで」に改める。

第８６条第１項中「前条第２項」を「同条第２項」に、「公共工事前払金（前払金・中間前払金）申請書（第７号様式）に保証事業会社の保証証書を添えて、」を「当該保証証書を市長に寄託し、公共工事前払金（前払金・中間前払金）申請書（第７号様式）を」に改め、第３項中「前項」を「第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　契約者は、第１項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、市長が認める措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、同項の規定による保証証書の寄託をしたものとみなす。

第８７条第１項中「前条第３項」を「前条第４項」に改める。

第８８条第２項に後段として次のように加える。

この場合において、前会計年度中に前会計年度までの出来高予定額に達したときは、当該会計年度の予算の執行が可能となる時期以降に前払金の支払を申請することができる。

第８８条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　第８６条の規定は、前項後段の前払金について準用する。この場合において、同条第１項中「契約の締結の日」とあるのは、「契約相当金額が前会計年度までの出来高予定額に達した日（前会計年度中に前会計年度までの出来高予定額に達した場合にあっては、当該会計年度の予算の執行が可能となる日）」と読み替える。

第８９条に次の１項を加える。

３　契約者は、前２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、

市長が認める措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、前２項の規定による保証証書の寄託をしたものとみなす。

第９２条第４項、第９７条、第９８条第１項及び第１１２条中「第８６条第３項」を「第８６条第４項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の海老名市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後の締結に係る契約に適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。